

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十八号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

知事は、県税に係る徴収金の賦課徴収及び過料の徴収に関する事項（次項に掲げるものを除く。）については、当該県税に係る徴収金の課税地（以下「課税地」という。）を管轄する徳島県東部県税局又は徳島県総合県民局（以下「県税局等」という。）の長に委任する。

第四条第四項中「前三項」を「第一項、第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、次に掲げる事項については、徳島県東部県税局長（以下「東部県税局長」という。）に委任する。

一 法人の県民税及び法人の事業税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項（規則で定めるものを除く。）及び過料の徴収に関する事項

二 利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、県たばこ税、軽油引取税（特別徴収義務者が県内に事務所又は事業所を有しない場合に限る。）及び自動車税の環境性能割に係る徴収金の賦課徴収及び過料の徴収に関する事項

三 不動産取得税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項（規則で定めるものを除く。）及び過料の徴収に関する事項

四 自動車税の種別割に係る徴収金の賦課徴収に関する事項（規則で定めるものを除く。）及び過料の徴収に関する事項

3 次に掲げる事項については、前二項の規定は、適用しない。

一 課税権の帰属その他法の規定の適用について関係地方団体の長が意見を異にする場合における知事の権限に関する事項

二 第十七条第三項の規定による申告等の期限の延長に関する事項

三 固定資産税に係る大規模の償却資産の指定及び価格等の決定に関する事項

四 過料の額の決定に関する事項

五 法第一章第十六節の規定により知事の権限に属する事項

第五条第一項第一号に次のように加える。

ハ 利子割 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で主たるものの所在地

ニ 配当割 特定配当等の支払を受ける個人の住所地

ホ 株式等譲渡所得割 特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人の住所地

第五条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 自動車税 納税義務者の住所地又は主たる事務所若しくは事業所の所在地（納税義務者が県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない場合においては、自動車の主たる定置場の所在地）

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 県たばこ税 小売販売業者の営業所の所在地又は卸売販売業者等の事務所若しくは事業所の所在地

第九条を次のように改める。

（公示送達）

第九条 法第二十条の二の規定による公示送達は、課税地を管轄する県税局等（第四条第二項各号に掲げる事項に係るものにあつては、徳島県東部県税局）の揭示場に掲示して行うものとする。

第十一条第一項中「文書」を「、文書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の文書は、課税地を管轄する県税局等の長（第四条第二項各号に掲げる事項に係るものにあつては、東部県税局長）に提出しなければならない。
第十一条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書については、徳島県総合県民局の長を経由して、東部県税局長に提出することができる。

一 第四条第二項第一号に掲げる事項に係る申告書等

二 第五十三条の十五第二項及び第五十三条の十六第二項に規定する申請書等

第十五条第一項中「県税局等（」の下に「法人の県民税、法人の事業税及び」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。